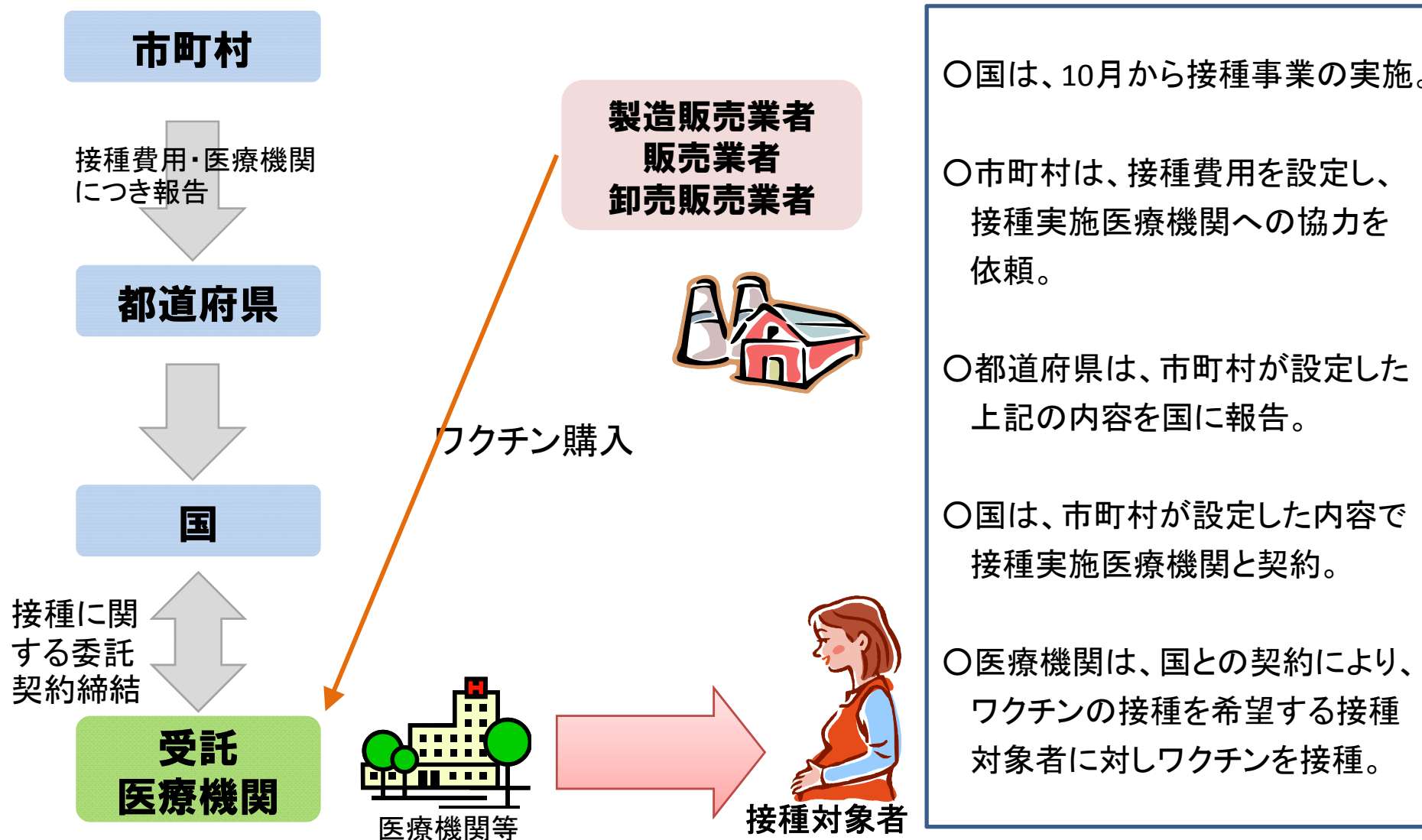


10月以降の新型インフルエンザワクチン接種体制(案)



- 国は、10月から接種事業の実施。
- 市町村は、接種費用を設定し、接種実施医療機関への協力を依頼。
- 都道府県は、市町村が設定した上記の内容を国に報告。
- 国は、市町村が設定した内容で接種実施医療機関と契約。
- 医療機関は、国との契約により、ワクチンの接種を希望する接種対象者に対しワクチンを接種。

※市町村は、接種を受ける低所得者に対して、負担軽減措置を実施(国庫補助事業について調整中)

10月以降の新型インフルエンザワクチン接種事業の概要(案)

下線部が昨年度との変更点

- 1 実施主体 国
※新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱に基づく
- 2 対象者 すべての国民 (優先接種対象者は定めない)
- 3 接種期間 10月1日～新臨時接種開始時(別途厚生労働大臣が指示)
- 4 接種費用 市町村が設定(新臨時接種に移行するという前提であること、高齢者の二類定期接種の実施主体であることから、市町村が設定)
- 5 接種実施医療機関 国が接種実施医療機関と契約
※4と同様の理由から、接種実施医療機関の選定は市町村が行う。
- 6 ワクチン流通 市場流通
- 7 低所得者負担軽減措置 国庫補助事業
※平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成臨時補助金【関係省庁と調整中】
 - 実施主体 市町村
 - 補助単価
 - ・1回目の接種の場合 3,600円(1,800円)
 - ・2回目の接種であって、1回目の接種と同一医療機関で接種する場合 2,550円(2,550円)
 - ・2回目であって、1回目の接種と異なる医療機関で接種する場合 3,600円(3,600円)
 - ・発熱等により接種を行えなかった場合 1,790円(900円)

※()は、予防接種法に基づく二類定期接種の対象者の額

- 負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 8 健康被害救済 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法による(国10/10)
- 9 副反応報告 医療機関から国に直接報告